

●香川県告示第162号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

令和8年8月18日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 指 定 番 号 西土指道 第1号
- 2 指 定 年 月 日 令和8年8月4日
- 3 指定道路の位置 観音寺市村黒町字五反地375番1の一部及び同地先農道・水路
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 11.02メートル
延長 24.58メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。